

委託研究実施の公募

令和4年1月14日
国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫

下記のとおり、応募書類の提出を求めます。

記

1. 下水道革新的技術実証事業の概要（令和4年度）

本事業は、新下水道ビジョン加速戦略の重点項目Ⅱ下水道の活用による付加価値向上を目指すものであり、具体的には、最初沈殿池の代わりに「高効率エネルギー回収型沈殿池」を導入し、溶存成分も含めた有機物の回収率を増加させることにより、消化ガスの発生量を増加させる（創エネ）と同時に、後段の反応タンクでの消費電力量を削減する（省エネ）技術について、実規模レベルの施設を設置して実証研究を行い、その成果を報告書にとりまとめることを目的とした事業です。

2. 公募対象技術

本事業は、以下の革新的技術を対象とします。

「最初沈殿池におけるエネルギー回収技術」

また、公募開始時までには実用化されている技術*は公募の対象とはなりません。

（※下水道分野において既に実施として導入済み、契約済みの技術、または、応募中の技術とします。ただし、実用化されている技術を組み合わせる既存技術よりも効率的、経済的に最初沈殿池におけるエネルギー回収が可能なのは、公募の対象とします。）

3. 事業の具体的内容

本事業は、最初沈殿池におけるエネルギー回収技術を導入し、下記の事項について調査・検討・実証のうえ、得られた知見やデータによる分析・研究の成果を報告書としてとりまとめます。なお、本事業は、技術の実証主体が、実証フィールドとなる下水道施設を管理する地方公共団体（以下「実証フィールド提供者」とする）と共同で実施するものとしてします。

- （1）革新的技術導入における配置・構造上の留意点、既存設備の活用可能性
- （2）革新的技術導入にあたっての設計及び設置の方法並びに留意点
- （3）革新的技術の最適運転条件及び質的・量的変動に対する処理の安定性
- （4）革新的技術の設置及び運転に係るコスト構造の把握及び削減方策
- （5）革新的技術の運転に係るエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の把握並びに削減方策
- （6）国内外の下水処理場への適用性（適用条件、推奨条件）
- （7）その他、必要な事項（知財戦略等）

なお、応募された技術については、審査要領に基づき、総合的に審査されます。

4. 成果品

受託者は、本委託研究で得られた成果について、以下の成果品を提出するものとします。

- ・ 報告書（A4版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）） 1部
- ・ 評価書（A4版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）） 1部
- ・ 実証施設一式
（完成図書（A4版 表紙はビス止め（文字箔押）（布クロス）一部）を含む）
- ・ 報告書、評価書の電子データ※（DVD-R（一度しか書き込みできないもの））
2部

※成果品のうち、報告書・評価書については、「土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和2年3月）」及び「電子納品運用ガイドライン【業務編】（国土交通省・令和3年3月）」を参考に、国土技術政策総合研究所と内容を協議の上、必要なデータを提出するものとします。

完成図書については、「工事完成図書の電子納品等要領（国土交通省・令和3年3月）」、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（国土交通省・令和3年3月）」、「下水道施設CAD製図基準（平成30年4月（令和元年11月一部改正））」、「工事記録写真電子管理要領（平成31年4月）」（いずれも地方共同法人 日本下水道事業団編著）及び「実証施設を設置するフィールドを提供する下水道管理者が指定するデータ・形式」等を参考に、国土技術政策総合研究所と協議の上、必要なデータを提出するものとします。

受託者は、電子媒体を提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければなりません。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければなりません。報告書原稿を格納する電子媒体について、指定の媒体によりがたい場合は、担当職員と協議するものとします。

5. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。

契約締結日の翌日～令和5年3月31日

6. 参加資格要件

本事業において、応募資格を有するのは以下の①～⑥の要件を満たす機関又は研究者、及び実証フィールド提供者からなる共同研究体です。

- ① 大学等の研究機関
- ② 国または地方公共団体の研究機関
- ③ 日本下水道事業団、研究を目的に持つ国立研究開発法人
- ④ 研究を目的に持つ公益法人、一般社団法人、一般財団法人
- ⑤ 民間研究機関（研究部門を保有している機関）
- ⑥ その他、特に水管理・国土保全局長が委託研究を実施することが適当であると認めた法人または個人

共同研究体の各構成者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者で、かつ、国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこととします。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこととします。

なお、契約時に共同研究体協定書を締結する必要があります。

また、配置予定の代表者に対する要件は、以下のとおりとします。

- ・代表者に必要とされる類似業務の実績
代表者は、下記に示す類似業務について、1件以上の実績を有する者とします。
類似業務：下水処理場に関する計画、設計、維持管理または調査研究業務

7. 応募要領

(1) 担当部局

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道国際・技術室

課長補佐 西郷進也、環境技術係長 金井容秀

電話 03-5253-8111（内線 34-134）

E-mail : saigo-s2id(a)mlit.go.jp 、 kanai-y2s4(a)mlit.go.jp

※(a)を@に置き換える。

(2) 説明書の交付期間、受付及び方法

① 期間：公募開始日から令和4年2月10日（木）まで

② 受付：公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 後藤、角田、熊野

E-mail : h-gotou(a)jiwet.or.jp、 f-kakuta(a)jiwet.or.jp、

t-kumano(a)jiwet.or.jp

※(a)を@に置き換える。

③方法：以下の記載方法にて①期間内に②受付の3名にE-mailにて申し込んでください。受付確認後、データにて配付します。

記載方法

件名：B-DASH 事業説明書の請求

本文：社名、所在地、所属、役職名、氏名、電話番号及び「2. 公募対象技術」

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

① 期限：令和4年2月10日（木）12：00（必着）

② 場所：〒162-0811 東京都新宿区水道町3番1号 水道町ビル7階

公益財団法人 日本下水道新技術機構

資源循環研究部 後藤 秀徳

TEL 03-5228-6541

③ 方法：上記期限までに、応募書類を郵送で提出して下さい。なお、電子メールによる応募は受け付けません。

(4) 説明会の有無

説明会は開催しません。

(5) 説明書に関する質問の方法

説明書に関する質問がある場合は、(1)の担当者までメールにて連絡してください。質問に対する回答は、説明書の配付者全員に対して行います。なお、個別の電話による質問には応じられません。

(質問期限は令和4年1月28日（金）12：00 とします。)

(6) 応募書類に関するプレゼンテーションの日時及び場所

有識者委員会において、実施方針、実施フロー、工程表、提案内容等についてのプレゼンテーション等を行って頂きます。日時及び場所は別途応募者に通知します。

(7) 応募書類

応募にあたっては指定した様式を参考として、日本語で作成し、指定した枚数を大幅に超えることや枠をはみ出して作成することのないようお願いいたします。また、文字についても読みやすいフォントかつ大きさとしてください。

(8) 添付書類

添付書類として次のものを提出していただきます。

- ① 応募者の会社定款（全ての者）
※地方公共団体の場合は不要です。
- ② 地方公共団体からの確認書の写し（実証フィールドの無償貸与や共同研究体への参加等にかかるもの）
- ③ 提案技術の概要（A4×1枚、指定のパワーポイント様式）
- ④ 提案技術の説明資料・パンフレット等
- ⑤ 過去の類似研究の説明資料（研究担当者の過去の研究成果の中で今回の提案技術と類似したものがある場合には、その説明資料を添付してください。なお、様式は自由としますが、各研究あたり1ページ程度とします。）
- ⑥ 実証フィールド内における実証施設配置予定図（一般平断面図）A3版横

(9) 提出部数

応募書類の部数は次のとおりとします。

- ① 応募書類：正：1部、副（写し：固有名詞を削除したもの）：1部、
電子ファイル(PDF版)：1部
- ② 添付書類：正：1部、副（写し：固有名詞を削除したもの）：1部、
電子ファイル(PDF版)：1部

※審査用資料として、応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した応募書類、添付書類及び電子ファイル各1部を提出してください。（提出媒体は、CD/DVDとし、必ずウイルスチェックをしてから提出して下さい。）

※提出資料は原則として返却いたしません。

(10) 応募書類の受理

提出された応募書類については、本公募文に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは、応募資格を有しない者の応募書類である場合には、審査対象とならないことがあります。

(11) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された実証事業については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

(12) 研究資金の適切な執行について

- ① 研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。
また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、

ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ② 研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章(4)に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ③ その他
委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこととします。

(13) 注意事項

- ① 同一の技術・同等規模で、国土交通省及び他省庁等の補助金等を受けている、もしくは応募している技術の応募は認めません。
- ② 同一テーマについて同一の研究機関等が重複して応募することもできません。
- ③ 本公募への応募にあたっては、実証事業の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ④ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。
- ⑤ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑦ 応募書類に記載した研究参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。
- ⑧ 応募にあたり、実証フィールドについて、実証施設の設置スペース、埋設物等の施工障害の有無、他工事の影響等、適切性を十分に確認しておき、必要な場合は、埋設物の調査等を行うこととします。
- ⑨ 研究担当者は、「国土技術政策総合研究所研究活動における不正行為への対応に関する規程」に規定する応募制限者でないことが必要です。また、採択された場合は、同規定に基づき、本委託研究における研究上の不正行為への対応を実施するものとします。

8. 事業実施者の選定

有識者委員会において、応募に関するプレゼンテーションの審査を行います。審査結果については、結果を問わず応募者に通知します。なお、採否を問わず、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがあります。
- (3) 本手続は、令和4年度政府予算の成立を前提にして実施するものであるため、予算が成立しなかった等の場合には、契約の締結ができない場合もあります。
- (4) 詳細は説明書によります。
- (5) 「6. 参加資格要件」については、契約を締結するまで要件を満たしているものとします。
- (6) 応募案件の審査等の透明性、公平性を確保するため、有識者委員会において審査を行います。